

4-2 技術力による選定

4-2-1 プロポーザル方式の拡大と総合評価落札方式の技術力重視

(1) 技術力による選定の重要性

建設コンサルタント業務は、当該業務の受注者の技術力によって、完成した施設やシステムの品質、ライフサイクルコストに多大な影響を受けるものである。したがって、当該業務の受注者の選定は業務特性に対応した技術力を適切に評価して厳正に実施されなければならない。これに対する協会の具体的な取組みは、**第5章**に示す発注者との意見交換会（表 5-1-1）に示している。

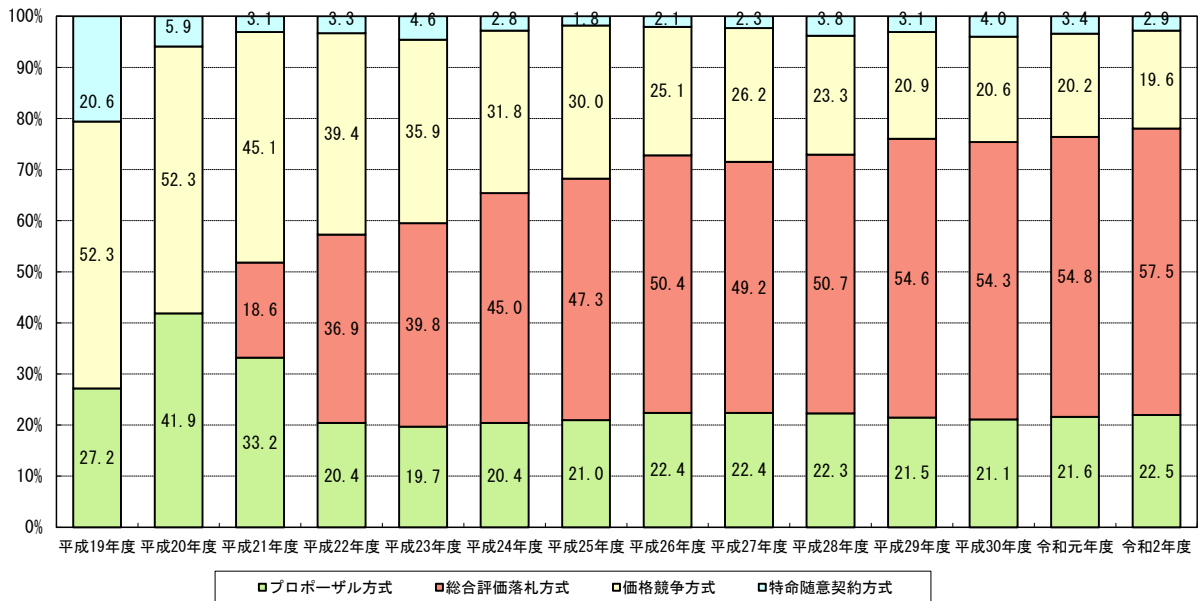
1) 現行の契約方式

現行の契約方式には大きく分けると、価格競争方式、特命随意契約方式及び総合評価落札方式の3方式がある。なおプロポーザル方式は、技術提案により特定を受けたものが随意契約を行うことになるため、契約方式としては特命随意契約方式に含まれる。

2) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の実績

a) 国土交通省

国土交通省全体では図 4-2-1 に示すように、プロポーザル方式と総合評価落札方式の件数の割合は拡大しており、地方整備局によりばらつきがあるものの、徐々に技術力を重視した選定方式が定着しつつある。



出典：国土交通省直轄工事等契約関係資料から集計

図 4-2-1 国土交通省土木関係コンサルタント業務の発注方式別契約件数の比率の推移

b) 地方公共団体

地方公共団体では、表 4-2-1 に示すとおり価格競争方式による契約方式が 84.6% と多くを占め、プロポーザル方式や総合評価落札方式が極めて少ない。しかし、表 4-2-2 にあるように総合評価落札方式による発注件数が全体の 65% を超える先進的な地方公共団体も現れている。

表 4-2-1 契約方式別発注件数

		都道府県		政令指定都市		合計	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率
価格競争方式	一般・公募	3,538	10.0%	1,903	55.4%	5,441	14.1%
	指名	25,999	73.8%	1,259	36.7%	27,258	70.5%
	小計	29,537	83.8%	3,162	92.1%	32,699	84.6%
総合評価落札方式	一般・公募	2,362	6.7%	15	0.4%	2,377	6.1%
	指名	249	0.7%	0	0.0%	249	0.6%
	小計	2,611	7.4%	15	0.4%	2,626	6.8%
プロポーザル方式	一般・公募	72	0.2%	6	0.2%	78	0.2%
	指名	13	0.0%	0	0.0%	13	0.0%
	小計	85	0.2%	6	0.2%	91	0.2%
特命随意契約方式		2,998	8.5%	250	7.3%	3,248	8.4%
合計		35,231	100.0%	3,433	100.0%	38,664	100.0%

出典：協会「令和3年度都道府県・政令指定都市の入札契約方式に関する実態調査報告書（令和2年度発注業務調査）」（令和4年3月データ）

表 4-2-2 総合評価落札方式による発注件数の多い地方公共団体

地方公共団体	総合評価落札方式（件）	総件数（件）	比率
N	554	846	65.5%
I	263	533	49.3%
Ma	215	569	37.8%
A	207	645	32.1%
Mb	163	463	35.2%
N	161	826	19.5%

出典：表 4-2-1 と同じ

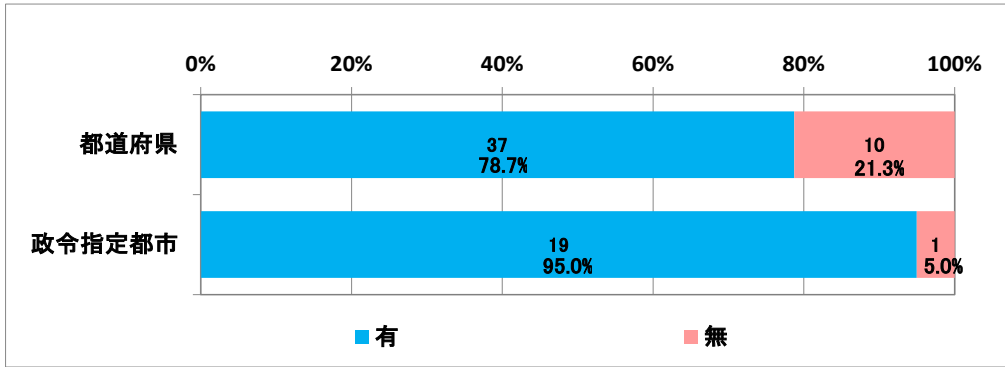
3) 現状の選定方式における問題点

a) 価格競争に関わる問題

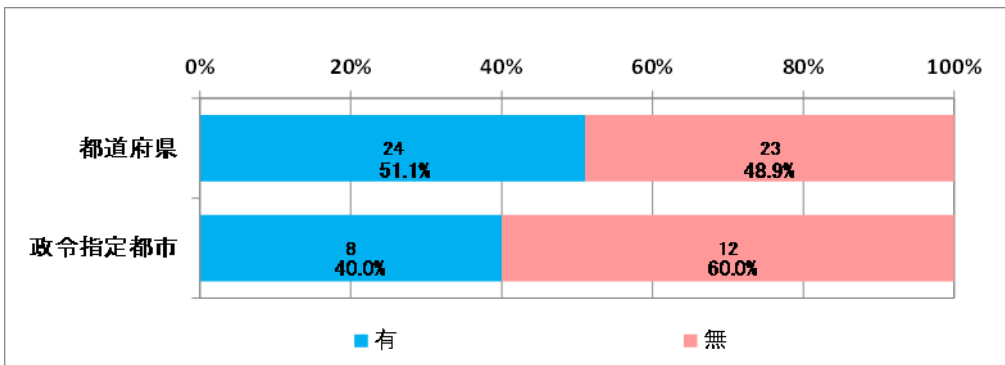
建設コンサルタント業務の費用は、全体事業費に比べて小さい（3～5%程度）が、高度な技術力に基づく業務成果は、高い社会的価値を提供し、最終的に社会資本整備の品質向上・コスト削減・工期短縮に反映される。このことから、建設コンサルタント業務の調達においては、原則として価格競争ではなく、技術力、企業特性により受注企業を選定する方式を基本にする必要がある。

b) 地方公共団体の低価格入札の問題

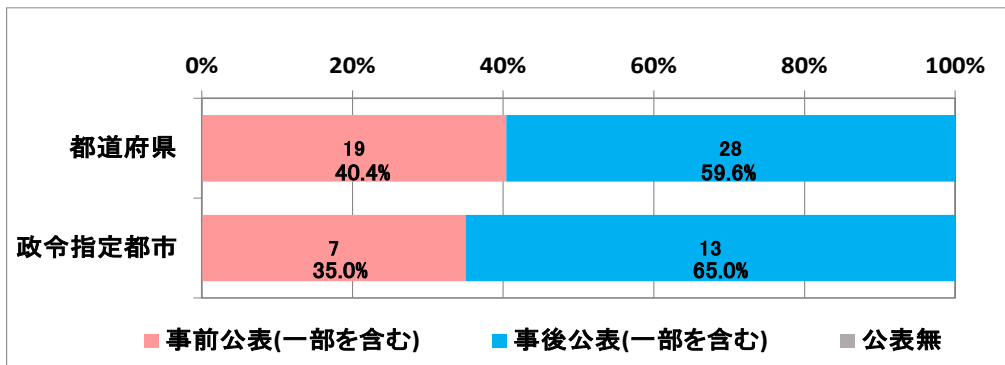
図 4-2-2 に地方公共団体の価格競争方式の状況を示しているが、最低制限価格制度等の低価格入札対策を実施していない地方公共団体では、極端な低価格入札が頻発している。また、最低制限価格制度を導入している地方公共団体でも、予定価格が事前公表される場合には、失格基準価格限度額の同額入札者多数によるくじ引きで落札業者が決まる問題がある。



(a) 都道府県・政令指定都市の最低価格制限の設定状況（価格競争方式）



(b) 都道府県・政令指定都市の低入札調査基準価格の設定状況（価格競争方式）



(c) 都道府県・政令指定都市の予定価格の公表（価格競争方式）

出典：協会「令和3年度都道府県・政令指定都市の入札契約方式に関する実態調査報告書（令和2年度発注業務調査）」（令和4年3月データ）

図4-2-2 都道府県・政令指定都市の価格競争方式の状況

c) 地方公共団体の価格競争方式に関わる問題点

地方公共団体の入札契約形式については、表4-2-3に示すように、未だ大多数の地方公共団体が価格競争方式による発注を最も多く採用しており、そのなかでも指名競争入札を多く採用している（表4-2-1）。しかし、指名競争入札方式の採用理由、指名企業の選定に関する基準の整備や選定情報の開示が不十分な場合がある。

表 4-2-3 (1/2) 都道府県において発注件数の多い入札契約方式の順位とその都道府県数

	1 位		2 位		3 位		4 位	
	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率
価格競争方式	45	95.7%	2	4.4%	0	0.0%	0	0.0%
総合評価落札方式	1	2.1%	12	26.7%	18	50.0%	1	7.1%
プロポーザル方式	0	0.0%	1	2.2%	9	25.0%	13	92.9%
随意契約方式	1	2.1%	30	66.7%	9	25.0%	0	0.0%
合計	47	100.0%	45	100.0%	36	100.0%	14	100.0%

(対象：47 都道府県)

表 4-2-3 (2/2) 政令指定都市において発注件数の多い入札契約方式の順位とその政令指定都市数

	1 位		2 位		3 位		4 位	
	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率	自治体数	比率
価格競争方式	19	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総合評価落札方式	0	0.0%	2	12.5%	1	25.0%	1	100.0%
プロポーザル方式	0	0.0%	1	6.3%	1	25.0%	0	0.0%
随意契約方式	0	0.0%	13	81.3%	2	50.0%	0	0.0%
合計	19	100.0%	16	100.0%	4	100.0%	1	100.0%

(対象：19 政令指定都市)

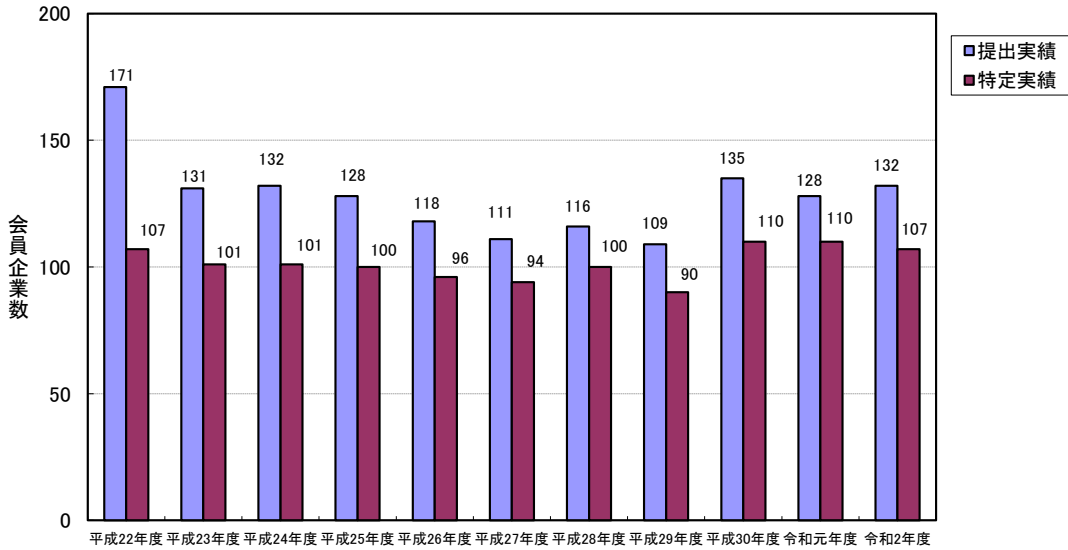
注) 表中の1位～4位の順位は各地方公共団体で採用されている入札契約方式の順位を地方自治体数で集計したもので、2位以下の自治体数については入札契約方式を採用されていない場合、合計数が一致しない。

出典：表 4-2-3(1/2) (2/2) とも、協会「令和3年度都道府県・政令指定都市の入札契約方式に関する実態調査報告書（令和2年度発注業務調査）」（令和4年3月データ）

(2) プロポーザル方式の更なる活用

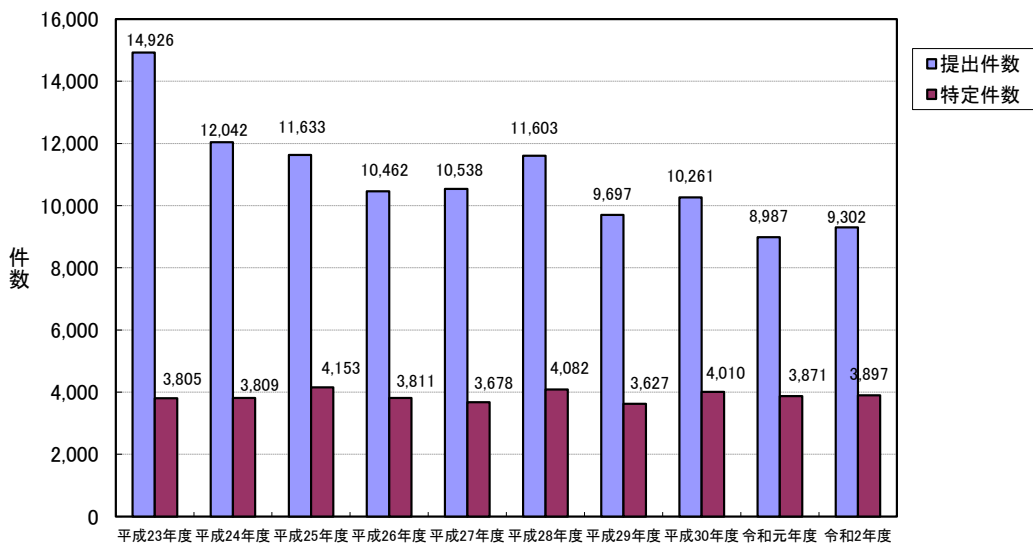
プロポーザル方式に関しては、国土交通省で総合評価落札方式が導入され、一部業務でプロポーザル方式から総合評価落札方式への移行が進む前の平成22年度（2010年度）に比較し、その提出実績及び特定実績のある会員企業数、プロポーザル提出件数及びプロポーザル特定件数が減少し、ここ数年は横ばい傾向にある（図 4-2-3、図 4-2-4）。

これは、既存資料閲覧に大きな負担がかかっていることや、少額業務のプロポーザル等、業務規模に対して参加表明書や技術提案書作成の負担が過大になることなどのコストに係る問題、地方公共団体を含めてプロポーザル方式による発注そのものが少ないことなどが主要因と考えられる。多くの建設コンサルタントが参加し、特定されるプロポーザル方式を拡大するためには、既存資料閲覧等の省力化、より簡易な方式の採用、参加表明書及び技術提案書の提出様式の統一化、地方公共団体等におけるプロポーザル方式による発注の増大などが望まれる。



出典：協会「平成22年度プロポーザル方式及び総合評価落札方式アンケート調査報告書」（平成23年5月）～協会「令和3年度プロポーザル方式及び総合評価落札方式アンケート調査報告書」（令和4年3月）

図4-2-3 会員企業のプロポーザル方式の提出実績会員企業数の推移



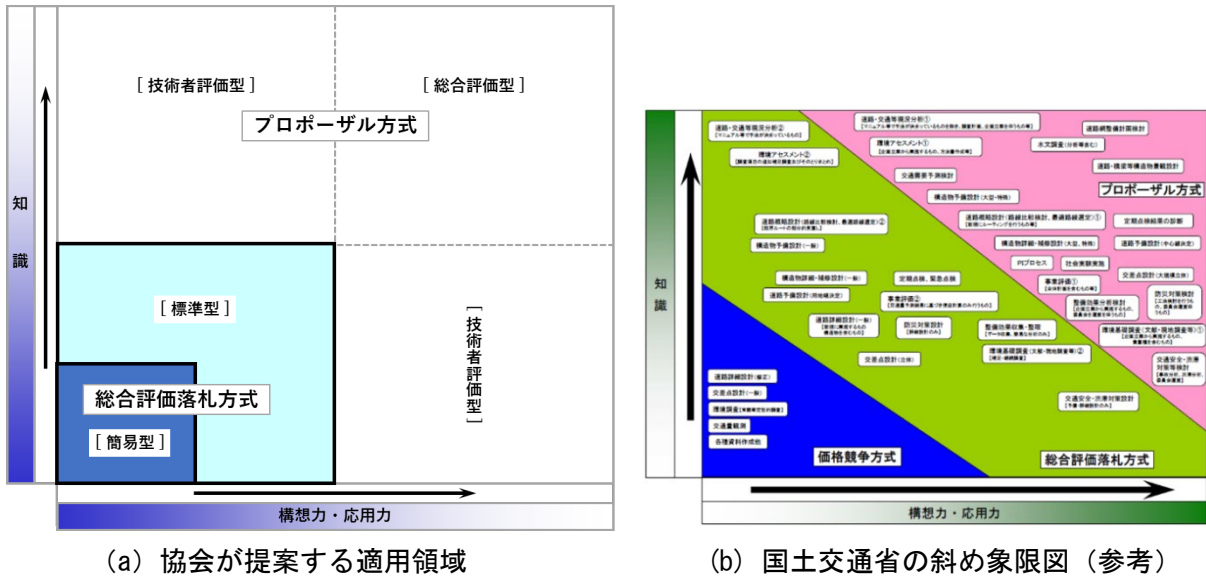
出典：図4-2-3と同じ

図4-2-4 プロポーザル方式の提出件数及び特定件数の推移

(3) 総合評価落札方式の運用

1) 総合評価落札方式適用業務

協会では技術力による選定を進めるために、国土交通省の斜め象限図（図4-2-5(b)）等を参考に、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式の適用対象業務の区分を図4-2-5(a)及び表4-2-4のように考えている。この区分では、従来、価格競争方式が適用されていた領域のなかでも、技術力により業務成果に差が生じる業務については、総合評価落札方式が適用されるべきものとして提案を行っている。



出典：国土交通省資料を参考に協会において作成

図 4-2-5 プロポーザル方式と総合評価落札方式の適用領域

表 4-2-4 業務の特性による契約者特定方式の区分

	業務プロセスと業務量が明確（定型）	業務プロセスと業務量が不明確（非定型）
技術力により業務成果に差が生じる	技術と価格を総合的に評価（総合評価落札方式）	技術力（プロポーザル方式）
技術力により業務成果に差が生じない	価格（価格競争方式）	—

出典：国土交通省資料を参考に協会において作成

2) 技術力を重視する運用

総合評価落札方式は、技術点差が僅差の傾向が続いているため、落札差（落札率と最低応札率の差）も僅差の傾向が続いており、結果的に価格競争方式とした場合とほとんど変わらない実態となっている。また、地方整備局によっては、積算条件の開示が不十分なことが、価格点が「無効」となる要因の一つになっていると推測される。

このことから、総合評価落札方式において現状では、技術点：価格点の比率が1：1であることが多いため、今後、より技術力を重視した運用（例えば2：1や3：1）を増やすことが望まれる。また、国土交通省の総合評価落札方式での落札率が調査基準価格付近に集中しており、価格競争方式の平均落札率より低くなっている（令和3年（2021年）4月～12月における国土交通省の総合評価落札方式の平均落札率は83.1%、価格競争方式の落札率は87.1%：協会調べ）。品質の確保・向上、適正な利潤確保、働き方改革の推進に向けて、総合評価落札方式における適正な技術評価とより技術力を重視した運用により、適正な価格での受注環境を構築することが望まれる。

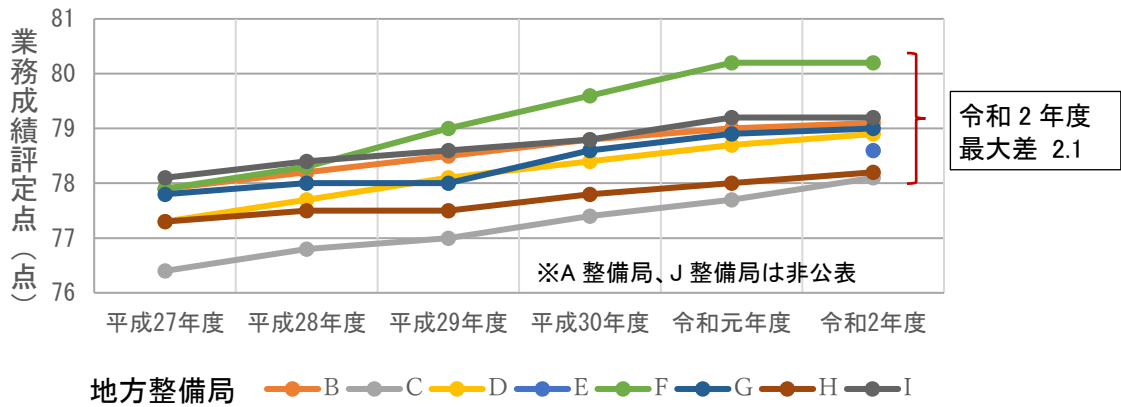
3) 地方公共団体における実績重視型総合評価落札方式の導入

技術評価を行う人員が不足している地方公共団体においては、技術提案を省略し、担当技術者の業務実績や業務成績等で評価する実績重視型の総合評価落札方式の導入・拡大が進められる場合がある。

4-2-2 業務表彰制度等の改善

(1) 業務成績評定要領の運用改善について

業務成績評定は、速やかにかつ細目も含めて通知されることが必要である。一方、各地方整備局の評定点の格差は大きく、改善には至っていない（図4-2-6）。近年、総合評価落札方式の加点要素である業務成績評定点の平均点は、各地方整備局業務の平均点ではなく、全国業務の平均点を採用する地方整備局が多くなってきている。業務成績評定点の平均が相対的に低い地方整備局を中心に受注している企業にとっては他の地方整備局への参加が不利になることから、地方整備局間の格差を是正するなど統一的な運用が望まれる。



出典：各地方整備局の公表又は整備局からの提供データ（令和4年3月）より作成

図4-2-6 各地方整備局の業務成績評定点の平均点の推移

(2) 表彰に関する地方整備局間のばらつきのは是正

業務成績と同様に表彰も技術力による選定の重要項目であるが、表彰比率（表4-2-5）を含む地方整備局間の運用にばらつきがあるため、統一的な運用が望まれる。また、表彰における選定基準、表彰付与の考え方などを開示されることが望まれる。

表4-2-5 各地方整備局の表彰件数と発注業務件数に占める比率の実態調査結果

	令和2年表彰								令和3年表彰							
	局長表彰		事務所長表彰		契約件数	業務表彰の比率		局長表彰		事務所長表彰		契約件数	業務表彰の比率			
	業務表彰	技術者表彰	業務表彰	技術者表彰		局長	事務所長	業務表彰	技術者表彰	業務表彰	技術者表彰		局長	事務所長		
A	37	37	87	83	2,749	1.35%	3.16%	32	32	74	73	2,468	1.30%	3.00%		
B	49	-	131	-	1,264	3.88%	10.36%	46	46	117	117	1,295	3.55%	9.03%		
C	60	60	85	85	1,516	3.96%	5.61%	66	66	70	70	1,485	4.44%	4.71%		
D	19	9	28	28	1,035	1.84%	2.71%	20	10	30	30	1,009	1.98%	2.97%		
E	28	28	61	61	1,302	2.15%	4.69%	34	33	61	62	1,434	2.37%	4.25%		
F	29	28	73	72	1,498	1.94%	4.87%	32	29	66	62	1,468	2.18%	4.50%		
G	27	26	29	28	606	4.46%	4.79%	29	29	32	32	986	2.94%	3.25%		
H	11	15	50	45	827	1.33%	6.05%	12	19	63	55	938	1.28%	6.72%		
I	34	29	78	62	1,665	2.04%	4.68%	33	34	134	74	1,705	1.94%	7.86%		
J	3	1	7	6	213	1.41%	3.29%	3	1	6	5	158	1.90%	3.80%		
合計	297	233	629	470	12,675	2.34%	4.96%	307	299	653	580	12,946	2.37%	5.04%		

注1) 港湾・空港関係を除く（令和3年表彰契約件数は、H地整を除き港湾・空港関係を除く件数）

注2) 一部地方整備局で平成28年度から導入された“部長表彰”は事務所長表彰に加算した。

出典：協会各支部の調査結果による（令和4年3月）